

## ショートステイ白萩（空床型） 運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人慈悲庵が開設するショートステイ白萩(以下「事業所」という)が行う指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理規程に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者の身体能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、専門的知識・技術をもって心身の状況に応じた介護等及び機能訓練、健康管理を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るものである。

### （運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症や身体機能の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 事業所は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、利用者の生活全般の援助、機能訓練及び健康管理を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めなければならない。

3 事業所は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供するに当たって、個人を尊重することを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 事業所は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者またはその他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

5 事業所は、自らその提供する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 事業所は、利用者の基本的人権を守り、家族や地域との結びつきを重視した運営を行うように努めなければならない。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ白萩
- (2) 所在地 浜松市中央区鴨江三丁目6番12号

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (1) 管 理 者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医 師 1 人  
利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員 1 人以上  
利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員 20 人以上  
利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員 2 人以上  
利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (6) 栄 養 士 1 人以上  
献立作成及び利用者の栄養状態を把握し栄養ケア計画の策定に従事する。
- (7) 機能訓練指導員 1 人以上  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(利用料)

第5条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示上の額）によるものとし、当該指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証記載の割合の額とする。

2 但し、事業所は、前項に定める利用料の額のほか、利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

(1) 食費 1日 1,780円（朝食：435円／昼食：720円／夕食：625円）

(2) 居住費 1日 多床室（3人） 915円

(3) コンセント使用料（I口） 1日あたり 50円

(4) その他、利用者の選定により、提供される日常生活上の便宜に要する費用。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、浜松市中央区内とする。

(苦情処理)

第7条 事業所は、その提供した短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第8条 事業所は、短期入所生活介護・介護予防生活介護サービスの提供により利用者に対して、事故が発生した場合は、速やかに家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じなければならない。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他、管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従事者は、短期入所生活介護・介護予防生活介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 災害発生時には、事業継続計画に基づいた対応を行う。

(掲示等)

第12条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の協力体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示または設置をする。または、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、必要な情報をウェブサイトに掲載、公表をする。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発の防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(身体的拘束等の適正化)

第14条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを講じるものとする。

(衛生管理)

第15条 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従事者の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時の研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった物に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定める者とする。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から改正施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成21年 5月 1日から改正施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から改正施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から改正施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、令和 6年 2月 1日から改正施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から改正施行する。